

行橋市猫捕獲器貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、飼養者の有無にかかわらず、猫が与える市民への生活衛生上の問題を未然に防ぐことを目的とした不妊手術又は去勢手術、傷病等の治療、保護活動等を行うための猫捕獲器の貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 特定の飼い主がなく、地域に住みついている猫をいう。
- (2) 貸出対象者 猫捕獲器を貸し出すことができる者をいう。
- (3) 借受者 猫捕獲器を借り受けた者をいう。
- (4) 申請者 第7条の規定による猫捕獲器の貸出申請を行った者をいう。

(貸出対象者)

第3条 貸出対象者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有し、若しくは居住する18歳以上の者、区、自治会又はボランティア団体であること。
- (2) 次に掲げる目的で猫の捕獲をしようとする者であること。
 - ア 飼い主のいない猫の不妊手術又は去勢手術を行うこと。
 - イ 飼い主のいない猫の傷病等の治療をすること。
 - ウ 飼い主のいない猫を保護し、飼い猫とすること。
 - エ 飼い主のいない猫を保護し、飼い主を探すこと。
 - オ その他市長が認めた目的であること。
- (3) 捕獲器の設置に関して、捕獲を行う地域の住民、土地所有者等との合意ができていること。
- (4) 自己の責任で捕獲器の管理、餌の入替え等ができること。

(法令遵守)

第4条 借受者は、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。

- (1) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）
- (2) 福岡県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和53年福岡県条例第39号）
- (3) その他関係諸法令

（貸出期間）

第5条 捕獲器の貸出期間は、貸出日及び返却日を含めて連続した15日以内とする。

- 2 市長は、やむを得ない事由により、猫捕獲器の貸出期間を延長することが適当と認める場合は、7日を上限としてこれを延長することができる。この場合において、猫捕獲器の貸出期間の終了日が、行橋市の休日を定める条例（平成元年条例第26号）第1条に規定する休日に該当するときは、翌開庁日を貸出期間の終了日とする。

（貸出に伴う費用）

第6条 猫捕獲器の貸出しは、無料とする。

- 2 猫捕獲器の使用に伴い発生する費用は、借受者の負担とする。

（貸出申請）

第7条 貸出対象者は、猫捕獲器を借り受けたいときは、行橋市猫捕獲器貸出申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

- 2 前項の申請書には、市内に住所を有することの証明書類（自動車運転免許証、マイナンバーカード等）の写しを添付しなければならない。

（貸出）

第8条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を速やかに審査し、適当と認めた場合には、申請者に対し猫捕獲器貸出書（様式第2号）を交付し、捕獲器を貸出すものとする。

- 2 市長は、猫捕獲器を貸し出すときは、行橋市猫捕獲器貸出簿（様式第3号）により、次に掲げる事項を管理しなければならない。

- (1) 猫捕獲器貸出しの受付者

- (2) 猫捕獲器貸出しの受付日
- (3) 借受者の氏名、住所及び電話番号
- (4) 猫捕獲器の貸出日
- (5) 猫捕獲器の返却日

(猫捕獲器の設置)

第9条 猫捕獲器の設置場所は、行橋市内に限るものとする。

(遵守事項等)

第10条 借受者は、第3条第2号に掲げる目的以外で猫捕獲器を使用してはならない。

2 借受者は、捕獲器を常に良好な状態で管理するものとし、貸出しを受けた目的以外に使用し、第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は改造してはならない。

3 市長は、借受者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条の規定にかかわらず、速やかに貸出しを行っている捕獲器を返却するよう求めることができる。

- (1) 虚偽申請その他不正な手段により捕獲器の貸出しを受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

(損害賠償等)

第11条 借受者は、貸出しを受けた捕獲器の破損又は汚損等があったときは、その責任で修理、清掃等の措置を行い、紛失したときは、当該捕獲器の相当額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(第三者に対する責任)

第12条 市長は、猫捕獲器の貸出に起因する全ての事故、紛争等について、その責任を負わない。

附 則

この告示は、令和6年10月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

行橋市猫捕獲器貸出申請書

年 月 日

行橋市長 工藤 政宏 殿

【申請者】 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

連絡先 _____

猫捕獲器の貸出を受けたいので、次のとおり申請します。

使用目的	☐ 飼い主のいない猫等の不妊・去勢手術をする。 ☐ その他 ()		
台 数	台	借用期間	年 月 日から 月 日 まで
同意・確認事項			チェック
(1) 以下の目的以外では使用しません。 ・ 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術をすること。 ・ 飼い主のいない猫の傷病等の治療をすること。 ・ 飼い主のいない猫を保護し、飼い猫とすること。 ・ 飼い主のいない猫を保護し、飼い主を探すこと。 ・ その他市長が認めた目的			☐
(2) 猫捕獲器は、土地所有者の承諾を得て設置します。			☐
(3) 猫捕獲器を使用する際は、捕獲器が見える場所から監視し、猫を保護した後は速やかに回収します。			☐
(4) 猫捕獲器の使用後は、洗浄・消毒し、速やかに返却します。			☐
(5) 猫捕獲器を第三者へ貸与・譲渡・売却しません。			☐
(6) 猫捕獲器に起因するトラブル、ケガ及び事故、損害責任などは、すべて申請者が責任を持ちます。			☐
(7) 猫捕獲器の紛失、破損及び汚損があったときは、速やかに市に報告し、その指示により申請者の責任において修理・弁償等を行います。			☐
(8) 返却期日を守ります。※延長希望の場合は要事前連絡			☐
(9) 猫を虐待したり捨てる（遺棄する）ことは犯罪です。違反すると懲役または罰金に処せられます。 ・ みだりに殺したり傷つけた者→5年以下の懲役または500万円以下の罰金 ・ 遺棄した者→1年以下の懲役又は100万円以下の罰金			☐

※添付資料…身分証明書（運転免許証・マイナンバーカード等）

様式第2号（第8条関係）

行橋市猫捕獲器貸出決定通知書

年 月 日

様

行橋市長 工 藤 政 宏

年 月 日付で提出のあった行橋市猫捕獲器貸出申請書について、その内容を審査したところ、貸出が適当と認められましたので下記のとおり決定します。

記

猫捕獲器貸出対象者

猫捕獲器貸出台数 台

猫捕獲器貸出期間 月 日 ～ 月 日

猫捕獲器貸出場所 行橋市役所環境課

以上

様式第3号 (第8条関係)

猫捕獲器貸出簿

[illegible]